「兵庫県意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体の選定及び公表実施要領

（目的）

第１　この要領は、森林所有者等の事業発注者が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

（育成を図る林業経営体の定義）

第２　意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体（以下「育成経営体」という。）とは、相当程度の事業量を確保し高い生産性や収益性を有するなど森林所有者及び林業従事者の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すとともに、主伐後の再造林を実施するなど森林経営に継続性の確保を目指す林業経営体とする。

なお、林業経営体とは、自己又は他人の所有する森林において、事業主自身もしくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。

（育成経営体の公募）

第３　知事は、毎年、育成経営体に選定されることを希望する林業生産活動を行っている林業経営体を公募するものとする。

　２　公募の時期は、年4回とし、選定の有効期間の始期を4月１日、７月１日、１０月１日、１月１日とする。

（育成経営体の選定）

第４　県内に本支店等の事業所を持ち、県内において、造林、保育、伐採その他の森林施業を行う林業経営体で、別に定める選定基準に適合する場合には、知事から選定されるものとする。

（選定の申請）

第５　第４の選定を受けようとする者（以下、「選定申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した選定申請書（様式１～３）を知事に提出するものとする。

（１） 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）

（２） 組織に関する情報（職員数等）

（３） 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）

（４） 技術者・技能者数に関する情報

（５） 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）

（６） 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）

（７） 主伐後の再造林の確保に関する情報

（８） 生産管理の取組に関する情報

（９） 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報

（10） 造林・保育の実施体制に関する情報

（11） 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報

（12） 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報

（13） その他知事が定める情報

２　前項の申請書には，次の（１）から（８）に掲げる書類を添付するものとする。ただし、選定申請者が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号）第５条第１項の計画（以下「改善計画」という。）認定を同時に申請する場合は、（１）から（６）の書類について、改善計画に添付することで提出を省略することができるものとする。

（１） 登記事項証明書又は住民票

（２） 納税証明書

（３） 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式

（４） 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類

（５） 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し

（６） 前年度分の決算書（貸借対照表及び損益計算書） の写し又は確定申告書

（７） 遵守する行動規範やガイドライン等（以下「行動規範等」という。）の写し

　　　 また、その行動規範等の遵守のための取組を行っている場合にあっては、その取組の内容が確認できる書類

（８） その他知事が定める書類

３　知事は、必要に応じ選定申請者に対して選定申請書の内容等に関する情報提供を求めることができる。

４　選定申請書は、選定期間の始期の５０日前までに（１）または（２）に申請書及び添付書類の正副を２部提出するものとする。

（１）　選定申請者の主たる事業所の所在地を管轄する県民局長もしくは県民センター長（農林（水産）振興事務所）

（２）　事業活動が複数の県にまたがる事業所の場合には、林務課長

５　選定申請書を受理した県民局長もしくは県民センター長は、内容を確認し、農林水産部長あてに選定期間の始期の３０日前までに申請書及び添付資料を提出するものとする。

（選定の実施）

第６　知事は、第５による選定申請書の提出があった場合において、当該申請の内容が別紙１に掲げる基準にすべて適合すると認めるときは、名称、所在地等の一覧表を公表するものとし、あわせて以下の情報を「兵庫県意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体名簿（以下、「育成経営体名簿」という。）（様式４）に登録するものとする。

（１） 第５の１の（１）から（１３）までに掲げる事項

（２） 選定番号及び選定年月日

（３） 登録情報の変更年月日

２　次の各号のいずれかに該当するときは、知事は選定を行わないものとする。

（１） 本要領第１０の１の（３）から（５）により選定を取り消された日から２年間を経過しないとき。

（２） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しないとき。

（３） 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるとき。

（４） 選定申請書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき。

３　知事は、第６の１の規定による選定をしたときは、遅滞なく、その旨を様式５により選定申請者に通知するものとする。

（選定の有効期間）

第７　第６の１の規程による選定の有効期間は５年を基準とする（終期は、５年目の日を含む事業年度の末日まで）。ただし、育成経営体名簿に登録された林業経営体（以下「選定経営体」という。）が認定事業主である場合は、労確法に基づく改善計画と終期を合わせることができる。

２　選定経営体は，選定の有効期間の更新を受けることができるものとする。

（変更の届出）

第８　選定経営体は、第５の１の（１）の基本情報に変更があった場合は、知事に変更届出書（様式６）を提出しなければならない。

２　選定経営体は、第５の１の（２）から（１３）に定める事項に変更があり、育成経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したい場合は、知事に変更届出書（様式６）を提出することができるものとする。

３　知事は、第８の１から２までの規定に基づく変更届出があった場合は、その内容が別紙１に定める基準に適合すると認めるときは、その届出があった事項を育成経営体名簿に登録するものとする。

４　前項の規定による登録を行った場合は、第６の３の規定を準用するものとする。

（事業実施状況報告）

第９　選定経営体は、毎年度の事業実施状況について、事業実施状況報告書（様式７）により、当該報告に係る事業年度終了後、３ヶ月を超えない日までに、知事に報告しなければならない。

（選定の取消）

第１０　知事は、選定経営体が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すものとする。

（１） 選定経営体が個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認された場合

（２） 選定経営体からの申し出があった場合

（３） 選定の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認された場合

（４） コンプライアンスの確保に関する誓約書について、該当事項が発生したとき

（５） その他知事が定める場合

２　知事は、前項の規定による選定の取消をしたときは、遅滞なく、その旨を「兵庫県意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体選定取消通知書（様式８）により選定経営体に通知するものとする。ただし、第１０の１の（１）に該当する個人の場合にあって、その死亡が確認された場合はこの限りでない。

附則

この要領は、令和元年１２月２６日から施行する

この要領は、令和３年４月１日から施行する

この要領は、令和４年４月１日から施行する

この要領は、令和５年１月１日から施行する

別紙１

育成経営体かどうかを判断する際の基準の考え方

育成経営体かどうかを判断する際の基準に関し、基本的な考え方は以下のとおりとする。

下表の(１)～(８)の項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準をすべて満たしているものとする。

なお、造林、保育、素材生産等の施業に関する項目については、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員による施業のほか、他者への請負による施業も含めて判断するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | 考え方 |
| (1)生産量の増加 | 素材生産に関し、生産量を一定の割合以上増加させる目標を有していること。  なお、生産量の実績が一定の水準以上の場合は、当該実績以上の目標を有していること。 | 「一定の割合」については、素材生産量が、５年目で概ね２割又は３年目で概ね１割とする。  「一定の水準」については、素材生産量5,000m3/年とする。 |
| (2)生産管理又は流通合理化等 | 以下のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。  ・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理  ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化等 |  |
| (3)造林・保育の省力化・低コスト化 | 伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略等に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。 |  |
| (4)主伐後の再造林の確保 | 以下の両方に該当すること。  ・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること又は今後一体的に実施する体制を確保する意向を明らかにすること。  ・主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所有する森林の主伐にあっては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。 | 「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることとする。  　ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体の場合は、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制があることとする。  　「適切な更新」については、市町村森林整備計画等を踏まえつつ、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とすること。 |
| (5)生産や造林・保育の実施体制の確保 | 素材生産又は造林・保育に関して１年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が１年以上であること。 |  |
| (6)伐採・造林に関する行動規範の策定等 | 伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて民間事業者が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。 | 「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。 |
| (7)雇用管理の改善及び労働安全対策 | 林業労働力の確保の促進に関する法律第４条に基づく兵庫県林業労働力の確保の促進に関する基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組又はこれに準ずる取組を行っていること又は今後取り組む意向を明らかにすること。 | 「第４条に基づく・・・（略）・・・取組又はこれに準ずる取組」とは、例えば以下の取組である。  ・現場作業職員の常用化等の雇用の安定化、月給制度や週休２日制の導入等の労働条件の改善、計画的な研修実施等の教育訓練の充実、退職金共済への加入等の福利厚生の充実等の雇用管理の改善  ・リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、作業現場の安全巡回、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策 |
| (8)コンプライアンスの確保 | 以下のいずれにも該当しないこと。  ・業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者  ・業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者  ・国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者  ・（６）の行動規範やガイドライン等に違反した行為をしたと認められる者  ・その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 | 「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。  「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。  「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等が考えられる。 |